

第10回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 次第

日時：平成16年7月27日(火)午後2時から

場所：一宮地場産業ファッションデザインセンター 展示ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 小委員会の会議状況報告 (資料1・2)

(2) 協議事項

総括的事項

協議第69号 協定項目の変更について (資料3)

新市建設計画作成等小委員会関係

協議第7号の2 合併の期日について (資料4)

協議第70号 新市建設計画に係る事項について (資料5、資料別冊)

(3) 合併協定調印について (資料6)

(4) その他

- ・今後の合併協議会について

4 閉会

報告事項

小委員会の会議状況報告

(平成16年7月3日以降)

1 新市建設計画作成等小委員会

第12回委員会(平成16年7月20日開催:一宮地場産業ファッションデザインセンター第1会議室)

【協議事項等】

(1)協議事項

協定項目2 合併の期日について・・・承認

合併協定項目一覧

資料 2

(平成16年7月26日現在)

合併協定項目		該当小委員会					協議状況
1	合併の方式	新市					協議会で確認
2	合併の期日	新市					協議会で確認 ※
3	新市の名称	新市					協議会で確認
4	新市の事務所の位置	新市					協議会で確認
5	財産の取扱い	新市					協議会で確認
6	地域審議会の取扱い	新市					協議会で確認
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務				協議会で確認
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				経済		協議会で確認
9	地方税の取扱い		総務				協議会で確認
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務				協議会で確認
11	特別職の身分の取扱い		総務				協議会で確認
12	条例、規則等の取扱い		総務				協議会で確認
13	事務組織及び機構の取扱い		総務				協議会で確認
14	一部事務組合等の取扱い		総務				協議会で確認
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
18	町名・字名の取扱い		総務				協議会で確認
19	慣行の取扱い		総務				協議会で確認
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
21	介護保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
22	消防団の取扱い		総務				協議会で確認
23	各種事務事業の取扱い						
- 01	女性政策事業		総務				協議会で確認
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務				協議会で確認
- 03	電算システム事業		総務				協議会で確認
- 04	広報広聴関係事業		総務				協議会で確認
- 05	納税関係事業		総務				協議会で確認
- 06	消防防災関係事業		総務				協議会で確認
- 07	交通関係事業		総務				協議会で確認
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
- 09	保健衛生事業			厚生			協議会で確認
- 10	障害者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 11	高齢者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 12	児童福祉事業			厚生			協議会で確認
- 13	保育事業			厚生			協議会で確認
- 14	生活保護事業			厚生			協議会で確認
- 15	その他の福祉事業			厚生			協議会で確認
- 16	健康づくり事業			厚生			協議会で確認
- 17	病院事業			厚生			協議会で確認
- 18	環境対策事業				経済		協議会で確認
- 19	農林水産関係事業				経済		協議会で確認
- 20	商工・観光関係事業				経済		協議会で確認
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済		協議会で確認
- 22	建設関係事業					建設	協議会で確認
- 23	上・下水道事業					建設	協議会で確認
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務				協議会で確認
- 25	学校教育事業		総務				協議会で確認
- 26	文化振興事業		総務				協議会で確認
- 27	コミュニティ施策		総務				協議会で確認
- 28	社会教育事業		総務				協議会で確認
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
24	その他		総務	厚生	経済	建設	
25	新市建設計画に係る事項	新市					小委員会で確認

<協議状況について>

小委員会で協議中	小委員会で提案され協議中になっているもの
小委員会で確認	小委員会で確認され協議会へ提案することになっているもの
協議会で協議中	協議会で提案され協議中になっているもの
協議会で確認	協議会で確認されたもの
協議会で確認 ※	協議会で一旦確認されましたが後日改めて詳しい事項が決定されるもの

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目の変更について

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目を次のとおり変更する。

「24 その他」を削除し、「25 新市建設計画に係る事項」を「24 新市建設計画に係る事項」とする。

理由： 事務事業のすり合わせの項目で他の 24 項目に分類することができない事務事業を想定して当該項目を設定したが、該当の事務事業がなかったため削除するもの。

協議状況	
提案	平成16年 7月27日
協議	平成16年 7月27日
確認	平成 年 月 日

合併協定項目一覧(変更後)

合併協定項目		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				経済	
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務		経済	建設
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
- 01	女性政策事業		総務			
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
- 03	電算システム事業		総務			
- 04	広報広聴関係事業		総務			
- 05	納税関係事業		総務			
- 06	消防防災関係事業		総務			
- 07	交通関係事業		総務			
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
- 09	保健衛生事業			厚生		
- 10	障害者福祉事業			厚生		
- 11	高齢者福祉事業			厚生		
- 12	児童福祉事業			厚生		
- 13	保育事業			厚生		
- 14	生活保護事業			厚生		
- 15	その他の福祉事業			厚生		
- 16	健康づくり事業			厚生		
- 17	病院事業			厚生		
- 18	環境対策事業				経済	
- 19	農林水産関係事業				経済	
- 20	商工・観光関係事業				経済	
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済	
- 22	建設関係事業					建設
- 23	上・下水道事業					建設
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務			
- 25	学校教育事業		総務			
- 26	文化振興事業		総務			
- 27	コミュニティ施策		総務			
- 28	社会教育事業		総務			
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	新市建設計画に係る事項	新市				

合併の期日について（協定項目第2号）

合併の期日に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	合併の期日
調整方針	合併の期日は、平成17年4月1日とする。

協議状況	
提案	平成16年 7月27日
協議	平成16年 7月27日
確認	平成 年 月 日

合併の期日について（協定項目第2号）

1 第2回合併協議会決定事項(平成15年9月30日)

協定項目	合併の期日
調整方針	<p>合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする。 ただし、具体的な合併期日は、この協議会の協議の進捗状況、住民生活への影響、合併に向けた体制整備状況などを総合的に勘案し、別途協議する。</p>

新市建設計画に係る事項について（協定項目第24号）

新市建設計画に係る事項について調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	新市建設計画に係る事項について
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する市町村建設計画については、別添「新市建設計画」のとおりとする。

協議状況	
提案	平成16年 7月27日
協議	平成16年 7月27日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定調印について

1 協定書(案)

別紙のとおり

2 調印式

(1) 日時

平成16年8月9日(月)午前10時から1時間程度

(2) 場所

一宮地場産業ファッションデザインセンター 1階展示ホール

(3) スケジュール

- ① 開式
- ② 経過報告
- ③ 合併協定書署名(市長、町長)
- ④ 特別立会人署名(県知事)
- ⑤ 主催者あいさつ(市長、町長)
- ⑥ 来賓祝辞(県知事ほか)
- ⑦ 祝電披露
- ⑧ 閉式

(4) その他

式後、記念撮影及び市長・町長による記者会見を予定

合併協定書(案)

一 宮 市
尾 西 市
木 曾 川 町

1 合併の方式

一宮市、尾西市及び木曾川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。

法制度上は、尾西市及び木曾川町を廃し、その区域を一宮市に編入する。

2 合併の期日

平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

「一宮市」とする。

4 新市の事務所の位置

現在の一宮市役所の位置(一宮市本町2丁目5番6号)とする。

現在の一宮市役所を「一宮庁舎」、尾西市役所を「尾西庁舎」、木曾川町役場を「木曾川庁舎」と呼称する。

5 財産の取扱い

尾西市及び木曾川町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

尾西市及び木曾川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を設置する。

設置については、別紙「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

尾西市及び木曾川町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任する。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 尾西市及び木曾川町の農業委員会は、一宮市の農業委員会に統合する。

(2) 尾西市及び木曾川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、一宮市の農業委員会の委員の残任期間に限

り、引き続き在任する。

9 地方税の取扱い

地方税の制度が同じものは現行のとおりとし、差異のあるものは、原則として一宮市の制度を適用する。

- (1) 法人市(町)民税の超過税率は、廃止する。
- (2) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税は、平成22年度まで農地に準じた課税を行う。
- (3) 事業所税は、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しない。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐ。
- (2) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いは、一宮市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱う。
- (3) 職員数は、定員適正化計画を策定し定員管理の適正化に努める。
- (4) 一般職の職員の職名、職階等は、3市町の長が別に協議して定める。

11 特別職の身分の取扱い

尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職する。

12 条例、規則等の取扱い

一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

13 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は、所管の部に帰属させる。
- (2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則として部局単位の配置とする。
 - ① 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門(一部除く)を配置する。
 - ② 木曾川庁舎には、教育部門を配置する。
 - ③ 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(3) 尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置する。

14 一部事務組合等の取扱い

尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合は合併の日の前日をもって解散し、事業は新市において行う。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図る。
- (2) 手数料は、住民負担の公平性を図るため統一する。

16 公共的団体等の取扱い

新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努める。

- (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努める。
- (2) 2市1町に共通している団体で実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努める。
- (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

従来からの経緯、実績等に配慮し調整する。

- (1) 2市1町で同一あるいは同種のもの、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自のものは、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できるものは、整理統合するよう調整する。

18 町名・字名の取扱い

現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町では「葉栗郡木曾川町」を「一宮市木曾川町」に置き換える。

19 慣行の取扱い

原則として合併後検討する。ただし、市章は、一宮市の市章とする。

20 国民健康保険事業の取扱い

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整する。

ただし、木曾川町の医療保険分の税率は、段階的に引き上げ、合併後3年間で調整する。

21 介護保険事業の取扱い

原則として一宮市の制度を適用する。

22 消防団の取扱い

- (1) 消防団の組織体制は、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整する。
- (2) 消防団員の階級及び報酬等は、当面現行のとおりとし、2年以内に調整する。
- (3) 消防団の活性化推進事業等への補助金は、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止する。
- (4) 消防団の出動態勢は、合併後一定期間内に調整する。
- (5) 消防車両、分団庁舎は、現行の車両・庁舎を活用する。
- (6) 市町の消防団操法大会は、廃止する。

23 各種事務事業の取扱い

23-1 女性政策事業

男女共同参画事業は、一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図る。

23-2 姉妹都市、国際交流事業

- (1) 旧萩原町及び旧馬瀬村との交流事業は、いったん廃止する。
- (2) 一豊公&千代様サミットは、新市に引き継ぐ。
- (3) 飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業は、廃止する。
- (4) 中学生の海外派遣事業は、合併後速やかに調整する。
- (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会は、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図る。

23-3 電算システム事業

システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-4 広報広聴関係事業

広報誌等の広報事業は、原則として一宮市の制度に合わせ引き続き情報の提供に努める。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は、毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し情報提供に努める。

また、広聴事業は、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。

23-5 納税関係事業

- (1) 尾西市・木曾川町の督促手数料は、一宮市に合わせ廃止する。
- (2) 納期前納付報奨金は、同一の制度のため現行のとおりとする。
- (3) 口座振替は、一宮市の制度を適用する。
- (4) 納税組合は、一宮市のみ現行どおり実施するが、できる限り速やかに廃止の方向で検討する。

23-6 消防防災関係事業

- (1) 消防防災関係事業は、原則として一宮市の制度を適用する。
- (2) 少年消防クラブ等の防火協力団体は、原則として一宮市の制度に統合する。
- (3) 地域防災計画は、合併後速やかに策定する。
- (4) 防災会活動の推進は、一宮市の制度に合わせる。また、自主防災組織への補助金は、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止し、資機材購入費補助は、見直しのうえ実施する。

23-7 交通関係事業

- (1) 循環バスは、当面現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整する。
- (2) 尾西市防犯交通協会は、廃止する。
- (3) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援は、一宮市の制度を適用する。
- (4) 交通災害見舞金は、一宮市・尾西市の制度を適用する。
- (5) 交通安全教室は、一宮市・尾西市の制度を適用する。また、交通指導員は、一宮市の制度に合わせ、尾西市の交通指導員は、合併後一定期間内に廃止する。

23-8 窓口業務

できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

- (1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は、現行

のとおりとする。

- (2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則として、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう合併時まで調整に努める。

23-9 保健衛生事業

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い充実に努める。

- (1) 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として一宮市の事業に合わせる。
- (2) 乳幼児健康診査は、新しい事業に統合する。

23-10 障害者福祉事業

- (1) 障害者手当給付事業は、合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については、類似団体の給付水準を踏まえ調整する。
- (2) 支援費事業の利用者負担額は、一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。
- (3) 補装具自己負担額給付事業及び日常生活用具自己負担額給付事業は、一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。
- (4) 福祉タクシー事業は、一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし初乗り料金以内の助成とする。
- (5) 身体障害者配食サービス事業は、事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は、1食250円とする。

23-11 高齢者福祉事業

- (1) 在宅老人介護用品給付事業は、一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は、年60,000円とする。
- (2) ねたきり老人等見舞金給付事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (3) 生きがい活動支援通所事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (4) 軽度生活援助事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (5) 配食サービス事業は、事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む。）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は、1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。

- (6) 訪問理美容サービス事業は、事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。
- (7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は、合併後一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。
- (8) 敬老会事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (9) 基幹型在宅介護支援センターは、木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については、合併時まで調整する。
- (10) 敬老金支給事業は、事業を廃止し、高齢者慰問事業は、一宮市の事業に合わせる。

23-12 児童福祉事業

- (1) 単独の遺児手当は、尾西市の制度に統一する。
- (2) 子ども会育成事業の連絡協議会は、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図る。

23-13 保育事業

- (1) 保育料は、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町では経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。
- (2) 保育時間は、市民サービスの観点から、公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し一宮市の制度に合わせる。

23-14 生活保護事業

国制度のため、現行のとおり実施する。その他各種事務の取扱いは、一宮市の事業を適用する。

23-15 その他の福祉事業

- (1) 民生委員・児童委員は、原則として一宮市の事業に合わせる。
- (2) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業は、2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。
- (3) 乳幼児医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業及び福祉給付金支給事業は、一宮市の事業に合わせる。

23-16 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進協議会は、統合する。
- (2) 健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。
- (3) 新市における健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。

23-17 病院事業

- (1) 一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院は、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については「一宮市立市民病院」、「一宮市立市民病院今伊勢分院」、「一宮市立尾西市民病院」、「一宮市立木曾川市民病院」とする。
- (2) 慣行料金は、統一する。

23-18 環境対策事業

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、合併後調整・再編する。

- (1) ごみ処理事業は、合併後3年を目途に調整する。
- (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は、尾西市・木曾川町に合わせる。
- (3) し尿処理事業は、合併後3年を目途に調整する。
- (4) 合併処理浄化槽設置補助金は、尾西市の制度に合わせる。
- (5) 火葬料金の市民の利用料は、一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は、尾西市の制度に合わせる。

23-19 農林水産関係事業

同一または類似する事業を統合または再編する。

- (1) 農業振興地域整備事業は、各市町のこれまでの方針を考慮し、合併後速やかに新たな計画を策定する。
- (2) 農漁業近代化資金利子補給事業は、一宮市の制度を適用する。
- (3) 生産調整推進対策は、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

23-20 商工・観光関係事業

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、個別事業・制度等は、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう協議・調整を行う。

23-21 勤労者・消費者関連事業

原則として一宮市の制度を適用する。ただし、消費生活関連事業は、合併後制度を定める。

23-22 建設関係事業

- (1) 市町道の認定・廃止は、一宮市の制度に合わせる。
- (2) 公営住宅の使用料は、17年度は現行どおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。
- (3) 市街化区域及び用途地域及び防火地域等は、新市において、「新市建設計画」等も踏まえ、「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定し、それに基づき見直しを含め検討する。

23-23 上・下水道事業

- (1) 水道料金は、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行う。合併後2年以内に統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。
- (2) 加入金は、一宮市の基準に合わせる。
- (3) 下水道使用料は、当面は旧市町の区域毎の料金体系で行い、合併後2年以内に統一する。
- (4) 上・下水道事業ともに、会計の統一化を図り、下水道事業は、企業会計とし、水道事業と同様の取扱いとする。
- (5) 受益者負担金は、各市町の現行制度を新しい制度に統合する。
- (6) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、一宮市の制度に合わせる。
- (7) 水洗便所改造等資金に係る助成は、合併後対象者に銀行等の融資のあっせんを行い、金利相当分の利子を補給する制度に統一する。

23-24 市(町)立学校の通学区域

当面は現行どおりとするが、合併後小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行う。

23-25 学校教育事業

引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら教育環境の充実に努める。

- (1) 少人数学級及び少人数指導は、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町では、平成18年度まで現行の方式とする。

- (2) 自然教室推進事業は、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し公費負担は廃止する。
- (3) 英語教育推進事業、各種大会事業は、合併後一定期間内に調整する。
- (4) 就学援助費のうち準要保護世帯の給食費負担は、尾西市・木曾川町の制度に合わせる。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済事業は、一宮市の制度に合わせる。
- (6) 学校給食事業は、当面現行のとおりとし、一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図る。

23-26 文化振興事業

- (1) 文化、レクリエーション団体は、合併後2年以内に統合する。
- (2) 美術展は、統合する。
- (3) 文化財の保護、管理は、一宮市の制度に合わせ、文化財めぐり等は、統合する。
- (4) 文化ホール事業は、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会は、新市においても適用する。

23-27 コミュニティ施策

- (1) 町内会の組織・謝礼・交付金等は、合併後一定期間内に調整する。
- (2) 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業は、一宮市の制度を適用する。

23-28 社会教育事業

それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努める。

- (1) 生涯学習バス貸出事業は、現行のとおり継続する。
- (2) 結婚相談事業は、廃止する。
- (3) 体育協会及び体育指導委員は、合併後一定期間内に組織・事業を統合し、体育行事は、統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努める。

23-29 その他事業

- (1) 総合計画は、合併後新たに策定する。
- (2) 市民総合相談は、現行のとおり一宮市で実施し、その他の相談は、合併後1年以内に調整する。
- (3) 指定金融機関、収納代理金融機関等は、一宮市の制度を適用する。また、郵便局での納期内分の取扱いは、新市において検討する。

- (4) 個人情報保護制度及び情報公開制度は、一宮市の制度を適用する。
- (5) 競輪事業は、現行のとおり実施する。

24 新市建設計画

合併特例法第5条に規定する市町村建設計画については、別添「新市建設計画」のとおりとする。

地域審議会の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の尾西市及び葉栗郡木曾川町の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 各審議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
尾西地域審議会	合併前の尾西市に属する区域
木曾川地域審議会	合併前の葉栗郡木曾川町に属する区域

(所掌事項)

第3条 審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員をもって組織し、その定数は、次のとおりとする。

- (1) 尾西地域審議会 10人以内
- (2) 木曾川地域審議会 10人以内

2 審議会の委員は、その所管区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の定数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、その所管区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(資料の提出等の要請)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の定めるところによる。

(設置期間)

第10条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 各審議会の庶務は、それぞれ市長が定める部課において処理する。

(雑則)

第12条 この協議に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この協議は、合併の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。

調 印 書

一宮市、尾西市及び木曾川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに調印する。

平成16年8月9日

一 宮 市 長

尾 西 市 長

木 曾 川 町 長

特 別 立 会 人

愛 知 県 知 事

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員